# 第7回区域区分 (市街化区域及び市街化調整区域) 定期見直しについて

令和3年2月15日

都市整備部 都市政策課

### 見直しにおける基本方針

人口減少や少子・高齢化を踏まえ、市街地の無秩序な拡散を抑制するため開発型から 保全型へと転換し、集約型都市構造に対応する土地利用を目指し、以下の項目に配慮して土地利用の計画的な規制・誘導を進める。

- ・市街地の区域は現状の市街化区域を基本とする
- ・線引き見直しによる市街化区域への編入は、地域の特性や産業の見通しを踏まえた上で、市の上位計画と整合し、その方針に沿った施策として位置づけられた事業区域を除き行わない
- ・災害発生の恐れが高い区域において、土地利用方策と連動した<mark>防災・減災対策が検討又は実施されていない区域は保全されるべき区域</mark>とし、新たな市街化区域編入は行わない
- ・自然環境の維持保全や農林業振興と都市生活の共存を図る
- ・市街化区域内の公共交通が便利なエリアへ生活サービス施設等の機能や居住 を誘導する

### 見直し検討経過

<編入検討箇所>

•住居系…4箇所

·産業系…5箇所

<候補地選定の主な確認事項>

- ・見直し基準、関連計画との整合
- ・地元関係者等の合意形成状況
- ・農業関連施策との調整
- ・災害ハザードエリアの指定状況
- ・定期見直しスケジュールとの整合 ⇒全てクリアの場合、候補地として選定

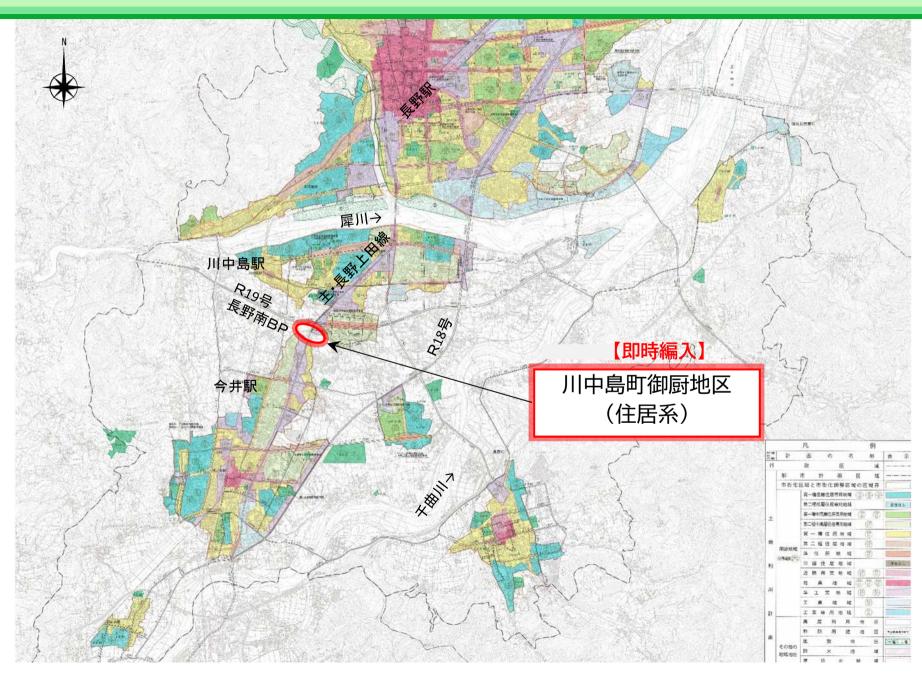
#### <川中島町御厨地区(住居系)>

見直し基準 との整合	関連計画 との整合	地元等関係者 の合意形成	農業振興地域	災害ハザ-	ードエリア指定状況
0	0	0	△※協議継続中		0
(県基準) ・市街化区域との隣接 ・既成市街地	長野市都市計画 マスタープラン (複合的な土地利用を 進めることで地域の活 性化を図るとともに、 周辺住宅地との調和を 図る)	概ね合意	(市農用地区	土砂災害特別警戒区域 災害危険区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域 浸水ハザードエリア	<ul><li>: 指定なし</li><li>: 指定なし</li><li>: 指定なし</li><li>: 指定なし</li><li>: 浸水想定区域(最大規模降雨)</li><li>浸水深3.0m未満</li><li>※雨水幹線⇒整備済み</li><li>指定避難場所、避難路⇒確保</li></ul>

※見直し候補地とならない箇所については継続協議として

市街化区域拡大可能な規模(フレーム) の範囲内において随時編入で検討

# 【市街化区域編入想定区域 位置図】



### 【市街化区域編入区域・用途地域指定想定図】

#### <編入想定区域概要>

変更箇所						
	番号	地区名	面積(ha)			
	1	川中島町御厨地区	4.6			

<想定用途地域概要>

周辺の土地利用や用途地域の 連続性を考慮して設定

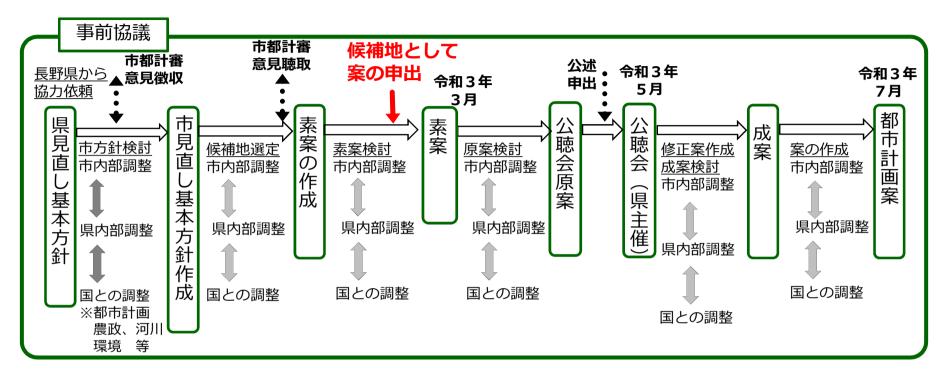
#### 第二種中高層住居専用地域

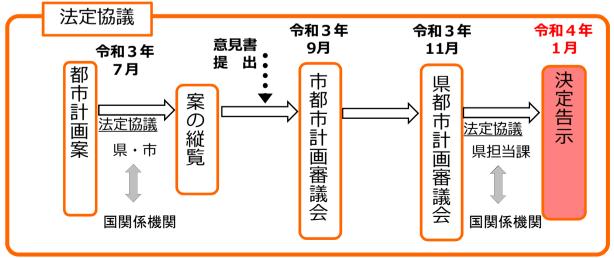
住宅や事務所が混在していることから、今後も住環境の保護を図る

#### 準工業地域

現在の土地利用形態を維持しながら、 今後も商業・工業・流通業等の複合的 な土地利用を図る



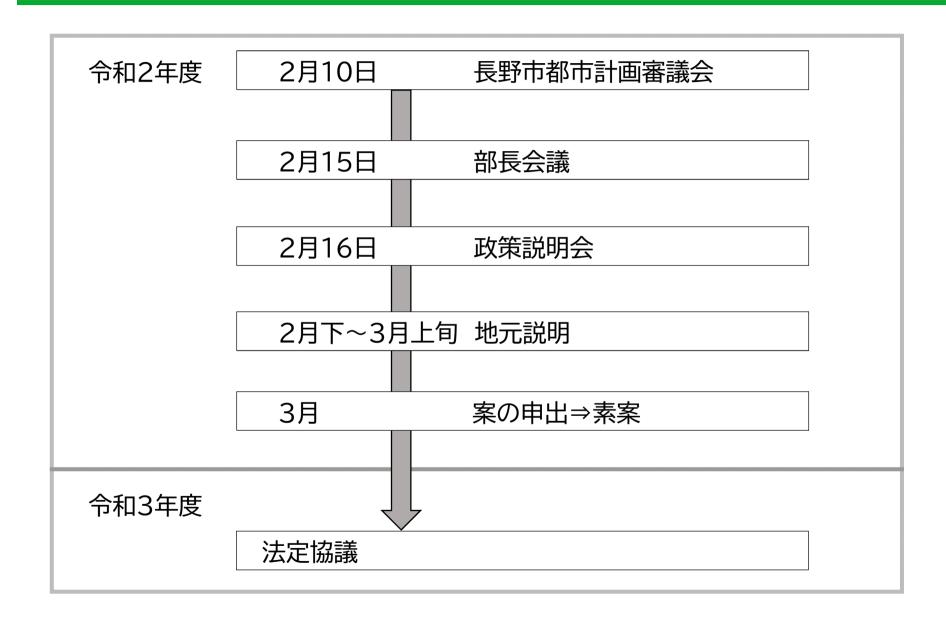




#### 【決定区分】

区域区分: 県決定 用途地域: 市決定

## 【今後のスケジュール】



### 【参考】区域区分(線引き)とは

都市計画法では、無秩序な開発を防ぎ、快適な都市環境づくりを計画的に進めることを 目的として、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる(法第7条)。 昭和46年に決定されて以来、6回の見直しが行われている。

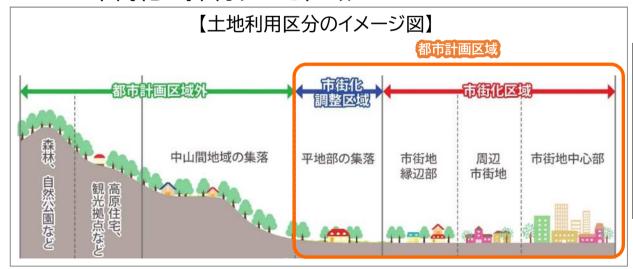
※決定権者…長野県(市は案の申出が可能)

#### 【市街化区域】

- ・すでに市街地を形成している区域
- ・おおむね10年以内に優先的かつ計画的に 市街化を図るべき区域

#### 【市街化調整区域】

・市街化を抑制すべき区域





区		分	面積(ha)	比率
行政区域	_		83,481	100.0%
	長野都市計画区域		20,161	24.1%
		市街化区域	5,948	7.1%
		市街化調整区域	14,213	17.0%
	飯綱高原	都市計画区域	1,380	1.7%
その他区域			61,940	74.2%

令和2年4月1日時点